

不正行為一覧表(平成26年4月)

オール電算(協)

不正行為の内容	受入れ停止期間(※)
(1) 暴行・脅迫・監禁	5年間
(2) 旅券・在留カードの取上げ	
(3) 賃金等の不払 ※手当又は報酬(割増賃金含む)の一部又は全部を支払わなかった場合です。	
(4) 人権を著しく侵害する行為	
(5) 偽変造文書等の行使・提供 ※不正行為事実を隠蔽する目的で、偽造・変造された文書・図画、虚偽の文書・図画を行使又は提供していた場合です。	
(6) 保証金の徴収等 ※技能実習生やその家族から、保証金を徴収するなどしてその財産を管理していた場合や労働契約の不履行に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していた場合です。	3年間
(7) 雇用契約に基づかない講習の期間中の業務への従事 ※入国直後の講習期間中に業務に従事させていた場合です。	
(8) 二重契約 ※入国管理局への申請内容と異なる内容の取決めをしていた場合です。	
(9) 技能実習計画との齟齬 ※入国管理局への申請時に提出した技能実習計画と著しく異なる内容の技能実習を実施し、又は当該計画に基づく技能実習を実施していなかった場合です。	
(10) 名義貸し ※入国管理局への申請内容と異なる他の機関に技能実習を実施させていた場合や当該他の機関において技能実習を実施していた場合です。	
(11) 実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」 ※実習実施機関において、監理団体への報告を怠っていた場合がこの不正行為に該当します。具体的には、不正行為事実等を届け出ることなく、入国管理局による摘発又は実態調査等でその事実が明らかになった場合です。	
(12) 監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」 ※監理団体において、省令で定められた監査・相談体制を構築していなかった場合や、実習実施機関による不正行為を知ったときや自ら不正行為を行ったときに入国管理局への報告を怠っていた場合です。	
(13) 行方不明者の多発 ※上陸基準省令に規定する人数の行方不明者を発生させた場合です。 なお、監理団体や実習実施機関の責めに帰すべき理由がない場合は、この類型に該当しません。	
(14) 不法就労者の雇用等 ※①事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせる行為、 ②外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為、 ③業として、①及び②の行為に関しあつせんする行為のいずれかを行い、唆し、又はこれを助けた場合です。	
(15) 労働関係法令違反 ※上記(1)、(3)、(4)に該当しなくても、技能実習の実施に関して、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等の労働関係法令について違反があった場合です。	
(16) 営利目的のあつせん行為 ※例えば、株式会社が技能実習に関する職業紹介を行っていた場合等です。	
(17) 再度の不正行為 ※入国管理局から「不正行為」を行ったものとして指導を受けた監理団体、実習実施機関等において当該指導を受けた後3年以内に再度「不正行為」を行った場合です。	
(18) 日誌等の作成等不履行 ※技能実習日誌、賃金台帳等の作成、備付け又は保存を怠っていた場合です。 入国管理局の実態調査の際に当該文書を確認できない場合は、適正に備付け又は保存がなされていることにはならず、この類型に該当します。	
(19) 帰国時の報告不履行	

(※)右欄の受入れ停止期間は、「適正な技能実習の実施を妨げる」と認定された場合の受入れ停止期間です。